

羽生市立小・中学生の保護者の皆様へ

令和3年度「就学援助費支給制度」のお知らせ

1. 就学援助費支給制度

経済的な理由により就学が困難と認められる市内小中学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部について援助を行っております。

生活保護を受けている世帯は**要保護者**、審査の結果、生活保護に準ずる程度に困窮していると認められた場合は**準要保護者**として認定され、就学援助費の支給対象者となります。

就学援助費の受給申請は毎年度必要です。現在認定されていても、引続き次年度の受給を希望する方は必ず申請書を提出してください。

2. 対象要件

要保護者：生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合

準要保護者：次のいずれかの理由に該当する場合

- (1) 市民税が非課税である、又は市民税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険税の減免を受けている
- (2) 児童扶養手当を受給している
- (3) 生活保護が停止又は廃止された
- (4) 令和2年中の世帯全員の所得状況、家族構成等により審査した結果、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合

ただし、令和2年度分までの市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）の滞納がある場合は、認定できません。

3. 申請手続き

援助を希望する方は、下記書類を期限までに教育総務課に直接ご提出ください。（学校では受付できません。）**要保護者、準要保護者ともに毎年度申請が必要です。**

●提出書類 「就学援助費受給申請書 令和3年度用」に必要事項を記入、押印。

※同じ学校に複数の児童生徒がいる場合は1枚の申請書で、小・中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は2枚の申請書となります。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方も、その他の費用の支給を希望する場合は申請が必要です。

●添付書類 令和3年1月2日以降に市外より羽生市へ転入した方は（準要保護者のみ）、前住所地にて前年の収入状況がわかる書類を取得し提出してください。（課税証明書等）

- 確認書類 申請者のマイナンバーに関する確認及び本人確認があります。(マイナンバーカード又は通知カード、運転免許証等 [別紙参照])
- 提出先 羽生市役所3階 教育委員会 教育総務課
- 提出期限 **令和3年3月31日(水)まで**

※小学校新1年生の児童分のみの場合は**令和3年4月30日(金)**までに提出。

小学校新1年生以外(新2年生~新6年生)に兄弟・姉妹がいる場合は、小学校新1年生分も一緒に記入して、令和3年3月31日(水)までに提出。

※提出期限を過ぎた場合は、申請書を受領した月の翌月分からが支給の対象になります。申請日をさかのぼっての支給はいたしません。

(生活状況の急変等によりお困りの場合は、年度途中でも申請ができます。)

4. 認定審査

■要保護者

生活保護の受給状況を社会福祉課に照会します。

■準要保護者

前年の所得が確定される6月に認定審査を行います。

- 審査に必要な同一生計世帯全員の前年所得、住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給状況等の確認をします。
- 世帯全員(被扶養者を除く)の前年分の住民税等の申告(収入の有無にかかわらず)を済ませておいてください。未申告の場合は認定審査ができません。
- 審査の結果、申請内容に虚偽等が認められる場合は、申請は無効となります。

◇審査の結果(認定・不認定)通知は7月中に申請者宛に郵送します。

◇児童生徒の在籍の有無、校外学習の参加状況等を確認する必要があるため、認定結果は学校へ連絡します。

◎認定の目安(参考 令和2年度実績)

審査に用いる所得は、前年1年間(令和2年1月1日から同年12月31日まで)の同一生計世帯の家族全員の年間総所得金額(※)を合計した額です。家族構成や年齢等により認定基準額が変わりますので目安としてお考えください。

(例)	家族構成	同一生計世帯の年間総所得金額の合計
2人家族	父又は母(38歳)子(10歳)	220万円以下
3人家族	父(42歳)母(40歳)子(11歳)	280万円以下
4人家族	父(44歳)母(42歳)子(16歳)子(13歳)	350万円以下
5人家族	祖父(71歳)祖母(67歳)母(43歳)子(14歳)子(10歳)	420万円以下

(※)年間総所得金額とは、おおよそ次の算出になります(給与所得のみの場合)

「給与所得控除後の金額」－(「社会保険料の控除額」＋「生命保険料の控除額」＋「地震保険料の控除額」)

5. 就学援助費の支給方法

支給額を3期に分け、第1期（4～7月分）は7月、第2期（8～11月分）は12月、第3期（12～3月分）は3月に、各申請者の学校に登録してある学級費等の引落しを行う口座へ支給します。そのため、市教育委員会から学校へ口座情報の照会をしますのでご了承ください。

ただし、学校に納めるべき費用について未納がある場合は、学校の口座へ振り込みます。

（就学援助費の受領の権限、事務を児童・生徒の在籍する学校の校長に委任していただきます。）

※生活状況の好転等、認定条件から外れることとなった場合は、就学援助費の支給を停止します。

※転居や世帯構成員の異動（転入・転出）等、申請内容に変更が生じた場合は届出が必要です。

6. 就学援助費支給額

（参考 令和2年度支給額）

(年額)	新入学 学用品費 (1年生)	学用品費・ 通学用品費		学 校 給食費	校外活動費 (限度額)		修学旅行費 (限度額)	生徒会 費 (限度額)	卒業アル バム代等 (卒業生)
		1年生	その他の学年		遠足・社会科見学	林間・対・学校			
小学校	51,060円	11,630円	13,900円	実 費	1,600円	3,690円	21,890円	—	11,000円
中学校	60,000円	22,730円	25,000円		2,310円	6,210円	60,910円	2,400円	8,800円

○新入学学用品費は、小学校新1年生で4月30日（金）までに、中学校新1年生で3月31日（水）までに申請書を提出し、認定された方が対象です。

○校外活動費（社会科見学、林間学校等）は参加した場合の実費のうち交通費と見学料が対象です。

○中学校1年生のスキー学校に参加した場合は、スキー用具借上料として5,700円を支給します。

○要保護者には修学旅行費、スキー用具借上料、医療費のみ支給されます。

○年度途中からの認定の場合は、支給額が月割りになります。

○新入学学用品費は、前年度に入学前支給で受けている場合は支給されません。

○特別支援学級に在籍している児童生徒についても、世帯の所得によっては、特別支援教育就学奨励費より就学援助費の支給金額の方が多くなることもあるため、申請をご検討ください。

就学援助費の受給申請は毎年度必要です。

受給を希望する方は必ず申請書を提出してください。



【お問合せ】

羽生市教育委員会 教育総務課

Tel：048-561-1121(内線 303)